

広警協発第 125 号

令和 2 年 7 月 1 日

会 員 各 位

(一社) 広島県警備業協会
会長 村本尚之

令和 2 年度労働災害防止に関する
論文、ポスター、標語の募集について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素 協会の運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、全警協から別添のとおり「令和 2 年度労働災害防止に関する論文、ポスター、標語の募集について」の案内がありました。

論文、ポスター、標語各部門の募集をいたします。なお、論文は 800 字以上 2000 字以内で、ポスターは B3 用紙で、標語については各社で選考の上 1 社 5 点以内での提出をお願いします。

今年度も当県優秀者を決定し、来年度の安全衛生大会で表彰いたしますので、各社奮ってご応募ください。

謹白

◎提出先 (一社) 広島県警備業協会

F A X 082-242-6528

メール info@hirokeikyo.com

送付の場合の住所 〒730-0052 広島市中区千田町一丁目 5-2

◎締切 11 月 30 日 (月)

全警協発第92号
令和2年6月10日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会
専務理事 福島 克臣

令和2年度労働災害防止に関する
論文、ポスター、標語の募集について

謹 啓

平素当協会運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

特に、労働災害の防止並びに労災保険の収支改善につきましては、格別のご尽力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本年度も下記により「労働災害防止に関する論文、ポスター、標語」を募集することといたしました。つきましては、ご多用中恐縮に存じますがよろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹 白

記

1 テーマ
労働安全衛生、労働災害防止に関するもの

2 部門
応募作品には、それぞれ、所属協会名、所属企業名、応募者名、従事する業務、役職、経験年数、年齢、男女別等を記入（ポスターは裏面に）し、他の作品に混ざっても応募者名や所属等が判別できるようにして下さい。
いずれの部門にあっても、自作かつ未発表の作品に限らせていただきます。

(1) 論文部門

ア 賞

1 位	1名	副賞10万円と賞状
2 位	1名	〃 5万円 〃
3 位	1名	〃 3万円 〃
労務委員会委員長選	1名	〃 1万円 〃

イ 募集要項及び注意事項

- A4用紙（縦横どちらでも可）で2,000字（400字詰め原稿用紙5枚）以内とし、自筆原稿の場合はコピーしたものでも構いません。
- 冒頭にタイトル、氏名、会社名等を必ず記入願います。

ウ 選考基準

テーマに沿ってその論旨が業界の労働災害防止、労働安全衛生意識の高揚に役立つ内容であり、思考力、表現力、構成力ともに優れ、短文によく表現されている

ること。

(2) ポスター部門

ア 賞

1 位	1 名	副賞 10 万円と賞状
2 位	1 名	〃 5 万円 〃
3 位	1 名	〃 3 万円 〃
労務委員会委員長選	1 名	〃 1 万円 〃

イ 募集要項及び注意事項

- B3判の用紙に、縦書き、カラーで作成して下さい。
(※ 用紙のサイズを統一いたしましたのでご注意ください。)
- PDF等のデータで応募する事も可能です。この場合は、CD-ROM等の媒体でお送りください。(Eメール不可)
- CG、写真、絵等の使用は自作のものに限ります。
(特定の俳優や漫画のキャラクター等を流用している場合や、CG作品で写真やCG、ネット上の絵等をそのまま貼り付けた作品、フリー素材等は著作権等の権利確認が困難なため、認めないものとします。)
- 入選したポスターは、安全衛生週間等のポスターや労災特集号の表紙に加工して使用します。また、募集は令和2年度ですが、実際に使用するのは令和3年度です。従って、ポスターや表紙にして違和感のある文言の記載や、年号等は書き入れないようにお願いします。

ウ 選考基準

労働災害防止、安全衛生等に関する啓発用ポスターとして訴えるべきテーマが明確で、遠目にも内容を理解しやすく、インパクトがあり、警備業の労災防止、安全衛生意識の高揚に役立つものであること。

(3) 標語部門

ア 賞

1 位	1 名	副賞 5 万円と賞状
2 位	1 名	〃 3 万円 〃
3 位	1 名	〃 2 万円 〃
労務委員会委員長選	1 名	〃 1 万円 〃

イ 募集要項及び注意事項

- 特に制限はありませんが、シンプルで分かりやすい内容にして下さい。

ウ 選考基準

労働災害防止、安全衛生等に関するもので、その趣旨が明確に表現されており、多くの業界人の心にインパクトを与え、平素に注意を促し、喚起するものであること。

3 応募資格

- (1) 加盟会社に所属する従業員及び役員（パートやアルバイトも可）
- (2) 各都道府県協会職員（職務、役職を問わない）